

令和 7 年 度

市民税・県民税・森林環境税

給与所得等に係る特別徴収のしおり

● 特別徴収とは ●

所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に支払う給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。原則としてアルバイト・パート、役員等を含むすべての従業員等から特別徴収していただく必要があります。

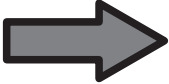
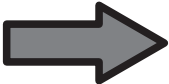
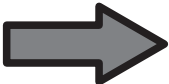
【お問い合わせ先】

大竹市市民生活部 税務課 市民税係
〒739-0692 大竹市小方一丁目 11 番 1 号
電話 0827-59-2128
市町村コード 342114

目 次

1. 提出書類について	1
2. 異動に関する手続きについて	2 - 4
3. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について	5
4. 特別徴収税額の決定（変更）通知書及び納入書について	6
5. 特別徴収税額の決定（変更）通知書の見方について	7
6. 納入書の訂正について	8
7. 指定通知書	9
8. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例	10
9. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	11 - 13
10. 特別徴収への切替申請書記入例	14
11. 特別徴収への切替申請書	15 - 16
12. 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	17

1. 提出書類について

従業員が退職、休職した場合		「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。 (説明 2 - 3 ページ、記入例 10 ページ、様式 11 - 13 ページ)
転勤又は再就職先で特別徴収		
入社した従業員の特別徴収を開始する場合		「特別徴収への切替申請書」を提出してください。 (説明 4 ページ、記入例 14 ページ、様式 15 - 16 ページ)
会社の名称や所在地等に変更が生じた場合		「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。 (説明 4 ページ、様式 17 ページ)
会社を廃業・休業した場合		特別徴収の対象者となっている <u>従業員全員</u> の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。 (説明 2 - 3 ページ、記入例 10 ページ、様式 11 - 13 ページ)
会社を合併又は分割した場合		①「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」及び特別徴収の対象者となっている <u>従業員全員</u> の②「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。 ①(説明 4 ページ、様式 17 ページ) ②(説明 2 - 3 ページ、記入例 10 ページ、様式 11 - 13 ページ)

2. 異動に関する手続きについて

① 特別徴収の対象となっている従業員が退職、転勤等で異動した場合

従業員が退職、転勤、休職、死亡等により、給与の支払を受けなくなった場合はその事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」といいます。)を提出してください。「異動届出書」を提出されない場合には、特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額として督促状等が送付されることがありますので、異動が発生した場合は必ず提出してください。

<異動後の未徴収税額の徴収方法について>

	退職・休職など		転勤・転職など
	令和7年6月1日～12月31日まで	令和8年1月1日～4月30日まで	
未徴収税額の徴収方法	普通徴収（本人納付） →(1)へ	原則一括徴収 ※ →(2)へ	特別徴収継続→(3)へ
	一括徴収 →(2)へ		

※退職後、令和8年5月31日までに支払予定の給与および退職手当等の合計額が未徴収税額以下である場合や死亡退職の場合に限り、普通徴収にすることができます。

(1) 普通徴収（本人納付）の場合

「異動届出書」の受付後、未徴収税額を大竹市から従業員本人に通知し、納付書や口座振替により納めていただきます。

(2) 一括徴収の場合

異動翌月以降の未徴収税額を最後に支払う給与又は退職手当等から一括徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

(3) 特別徴収継続の場合

未徴収税額を新しい勤務先で引き続き特別徴収します。異動前の勤務先の担当者は、新しい勤務先の担当者に月割額等を連絡したうえで、「異動届出書」の「新しい勤務先」欄の名称、所在地、特別徴収義務者指定番号、法人番号、電話番号、担当者氏名、月割額及び徴収開始月を記入し提出してください。

② 令和8年度の給与支払報告書提出後、「特別徴収税額の決定通知書」の送達前に退職、転勤等で異動した場合

給与支払報告書（令和7年中の支払分）を該当市町村に提出した後、従業員に退職、転職等の異動が生じ、令和8年度分について特別徴収ができなくなる場合は、令和8年4月15日までに、「異動届出書」を提出してください。

また、従業員が転居したことなどにより、令和7年1月1日現在の住所地の市町村と令和8年1月1日現在の住所地の市町村が異なる場合には、両方の市町村へ「異動届出書」の提出が必要となる場合があります。

（例）令和7年10月に〇〇市から大竹市へ転入し、令和8年3月31日に退職

令和7年度 特別徴収	令和8年度の 給与支払報告書	「異動届出書」の提出方法		
			提出書類	提出期限
〇〇市で 特別徴収	大竹市へ提出済	〇〇市	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 （特別徴収に係る異動届出書）	令和8年4月10日
		大竹市	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 （給与支払報告に係る異動届出書）	令和8年4月15日

外国人を雇用する特別徴収義務者の方へ（お願い）

市民税・県民税・森林環境税（以下「市県民税」といいます。）が課税されている従業員（納税義務者）が退職後、出国（帰国等）される場合、出国後の市県民税の納税が困難となりますので、最後に支給する給与や退職手当などから未徴収税額を一括徴収していただくようご協力をお願いします。また、一括徴収が困難な方、翌年度の市県民税が課税される方は、次のとおりご説明をお願いします。

出国時期	必要な手続きについて
6月から12月までの間	現年度の市県民税が一括徴収できない場合は、従業員に対し「納税管理人※1」を選任し、大竹市に届出※2をしていただくようご案内をお願いします。
1月から5月までの間	現年度の市県民税を一括徴収できない場合に加えて、前年中の収入状況などにより翌年度の市県民税が課税される場合がありますので、従業員に対し「納税管理人 ※1」を選任し、大竹市に届出※2をしていただくようご案内をお願いします。

※1 納税管理人とは海外への出国等の理由により、納税義務者に代わり納税通知書等の受領、税額の納付等納税に係る事務を管理する人のことです。このため、納税通知書等の書類は、納税管理人宛てに送付されます。

※2 納税管理人の届出等は、大竹市税務課市民税係（⑤番窓口）にご提出ください（様式は大竹市ホームページからダウンロードが可能です。）。

大竹市 納税管理人 検索 

③ 新規採用等に伴い普通徴収から特別徴収へ切り替える場合

新規採用等に伴い入社した従業員を特別徴収へ切り替える場合は、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。

＜提出時の注意事項＞

- (1) 普通徴収の納期限を過ぎたもの及び古い年分のものは、特別徴収への切替えができません。
- (2) 二重納付防止のため、普通徴収の納付書のうち納期未到来分は「特別徴収への切替申請書」に同封していただくか、破棄してください。
- (3) 65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得に係る市民税・県民税・森林環境税の税額は、特別徴収への切り替えができません。
- (4) 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収分）を口座振替されている方は、ご希望の期から切替えできない場合があります。
- (5) すでに特別徴収している事業所の場合、新たに納入書は送付しませんので、納入書の金額を訂正し納入してください（8ページ参照）。
- (6) 希望される月から特別徴収を開始できない場合があります。

④ 会社の名称や所在地等に変更が生じた場合

会社の名称や所在地、書類の送付先等に変更が生じた場合は「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。なお、代表者の変更のみでその他の事項に変更がない場合は、提出の必要はありません。

⑤ 会社を廃業・休業した場合

解散や休業等により、特別徴収が継続できなくなる場合は特別徴収の対象者となっている従業員全員（毎月の特別徴収税額が0円である者も含む）の「異動届出書」を提出してください。「異動届出書」を提出されない場合には、特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額として督促状等が送付されることがありますので、異動が発生した場合は必ず提出してください。

⑥ 会社を合併又は分割した場合

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」及び特別徴収の対象者となっている従業員全員（毎月の特別徴収税額が0円である者も含む）の「異動届出書」を提出してください。

3. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職手当等に係る市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分し、退職手当等が支払われる際にその支払者が税額を計算し、支払金額から計算した税額を差し引いて支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における退職手当等の支払を受ける者の住所地の市町村へ納入することとされています。

① 退職手当等に係る市民税・県民税が課税されない人及び徴収する必要のない人について

退職手当等に係る市民税・県民税が課税されない人	1. 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法による生活扶助を受けている人 2. 退職手当等の収入金額が、退職所得控除額より少ない人
退職手当等に係る市民税・県民税を徴収する必要のない人	1. 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において国内に住所を有しない人 2. 受給者本人の死亡により支払われる退職手当等で、相続税の課税対象となる場合

② 提出書類について

区分	退職手当等の受給者が法人の役員である場合※1	退職手当等の受給者が法人の役員以外である場合
特別徴収票※2	課税の有無にかかわらず、退職後1か月以内に大竹市へ1部提出	提出不要
納入申告書	退職手当等に係る市民税・県民税が課税される場合は、大竹市へ提出	

※1 法人の役員とは、取締役、監査役、理事、監事、清算人、その他の役員（相談役又は顧問等も含みます。）のことをいいます。

※2 所得税の退職所得の源泉徴収票と同一の用紙となっており、税務署で配布しています。

③ 納入方法について

退職手当等に係る市民税・県民税は、徴収した月の翌月10日（土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日）までに納入してください。納入の際は、「納入書」と同一用紙になっている「市民税・県民税納入申告書」（納入済通知書の裏面）に必要事項を記入してください。

4. 特別徴収税額の決定（変更）通知書及び納入書について

① 令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）

会社（特別徴収義務者）が各従業員（納税義務者）の給与から徴収していただく各月ごとの納付額とその合計額を記載した通知書ですので、大切に保管してください。なお、電子データによる受け取りを選択した場合、eLTAX を経由して特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（正本）を送信し、書面による通知はしませんのでご注意ください。

② 令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）

各従業員（納税義務者）に市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するものです。未開封のまま速やかに各従業員にお渡しください。会社（特別徴収義務者）からの課税内容に関する質問等には、お答えできませんので、本人からお問い合わせいただくようご案内ください。なお、電子データによる受け取りを選択した場合、eLTAX を経由して特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データを送信し、書面による通知はしませんのでご注意ください。

③ 令和7年度市民税・県民税特別徴収納入書

6月から翌年5月分の12枚＋予備2枚の計14枚をお送りしますので、毎月の特別徴収税額を納入する際にご使用ください（年度の途中で特別徴収を開始した場合や納期の特例※を適用している場合など枚数が異なることがあります。）。大竹市では、年の中で税額が変更となった場合、変更後の納入金額を印字した納入書は送付しておりません。変更月以降の納入書については、「納入金額（1）」欄に印字済みの税額を2本線で抹消（訂正印は不要）し、「納入金額（2）」欄の「給与分」及び「合計額」欄に変更後の金額を記入の上、お納めください（詳しくは8ページをご確認ください。）。

なお、給与支払報告書総括表において納入書の送付不要を選択されている場合には納入書を送付しておりません。給与支払報告書総括表の記載を誤った場合や年度の途中で納入方法が変更となった場合は、大竹市市民生活部税務課市民税係までご連絡ください。

※納期の特例とは、特別徴収義務者の事務負担の軽減を図るため、毎月徴収した月割額を、次のとおり年2回にまとめて納入できる制度です。適用要件や申請書等に関しては大竹市ホームページをご覧ください。

徴収月	納期限
令和7年6月から令和7年11月分まで	令和7年12月10日
令和7年12月から令和8年5月分まで	令和8年6月10日

大竹市 納期の特例

検索

- ① 会社（特別徴収義務者）が納入する従業員（納税義務者）全員の月割額が記載されています。毎月納入する際にご確認ください。
- ② 従業員（納税義務者）個別の月割額が記載されています。特別徴収の対象となっている従業員の人数分（特別徴収税額が0円の従業員も含む）記載されています。すでに「特別徴収への切替申請書」を提出済で記載がない場合や「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出済で記載がある場合は、大竹市市民生活部税務課市民税係までご連絡ください。
- ③ 大竹市が会社（特別徴収義務者）ごとに発行する番号です。番号は各市町村によって異なります。大竹市に「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」や「特別徴収への切替申請書」等を提出する場合、「特別徴収義務者指定番号」の欄に③の番号を記入してください。

6. 納入書の訂正について

① 年度の途中で税額が変更となった場合

市区町村コード	口座番号	加入者名
3 4 2 1 1 4	01300-9-960165	大竹市会計管理者

月別 令和○年9月分	指 定 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8	納入金額(1) 円 233,100
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 3 7 3 1 0 0
	退職 所得分	
	延滞金	
	納入金額 (2)	合計額
納期限 令和○年10月10日	※ 日計	円

※印は郵便官署において使用する欄です。

印字されている
金額を2本線で抹消
(訂正印不要)

変更後の金額を記入

合計額を記入

【注意事項】

●記入例は「納入書」ですが、「領収証書」と「納入済通知書」もあわせて訂正が必要です。

●¥マークは記入しないでください。

●数字が枠からはみ出さないよう記入してください。

●黒のボールペン又はペンで記入してください。

●修正液、修正テープ等は使用しないでください。

●退職所得分の税額を納入する場合は「納入済通知書」裏面の納入申告書も記入してください。

② 退職所得分の税額をあわせて納入する場合

市区町村コード	口座番号	加入者名
3 4 2 1 1 4	01300-9-960165	大竹市会計管理者

月別 令和○年9月分	指 定 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8	納入金額(1) 円 233,100
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 2 3 3 1 0 0
	退職 所得分	1 4 0 0 0 0
	延滞金	
	納入金額 (2)	合計額
納期限 令和○年10月10日	※ 日計	円

※印は郵便官署において使用する欄です。

印字されている
金額を2本線で抹消
(訂正印不要)

退職所得分の金額を記入

合計額を記入

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行.....店
.....郵便局 長 様

(注意事項)

**ゆうちょ銀行又は
郵便局の指定について**

中国5県外のゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合は、ゆうちょ銀行又は郵便局を市が指定しなければなりません。右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行又は郵便局名を記入のうえ、第1回目の納付の際、ゆうちょ銀行又は郵便局へ提出してください。

広島県大竹市長



指 定 通 知 書

あなたの本・支店又は局を地方税法第321条の5第4項（同法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱店又は局に指定しましたので通知します。

- | | |
|-----------|------------------|
| 1. 口座番号 | 01300-9-960165番 |
| 1. 加入者名 | 大竹市会計管理者 |
| 1. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行広島貯金事務センター |

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 ○ 年 9 月 2 日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 739-9999 広島県大竹市小方9丁目9番9号												特別徴収義務者 指 定 番 号		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 9 9 9 9 9 9 9 9													
大 竹 市 長 様			フリガナ	オオタケショウジ												担当 連絡 者 先	所 属	人事部給与係													
			氏名又は名称	大竹商事 株式会社													氏 名	大竹 太郎													
			法人番号又は 個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3		4	電話	0827-99-9999												
給与 所得 者	フリガナ	オガタ ハナコ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																				
	氏 名	小方 花子																													
	生年月日	昭和 60 年 1 月 1 日																													
	個人番号	1	2	3	4							5	6	7	8	9	1	2	3												
	受給者番号	ABC-0001										6 月から 8 月まで				9 月から 5 月まで				R△ 年 8 月 20 日				1 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他				1 1. 特別徴収継続 →下記①欄へ記入 2. 一括徴収 →下記②欄へ記入 3. 普通徴収(本人納付) →下記③欄へ記入			
	1月1日 現在の住所	広島県大竹市晴海9丁目9番9号										120,000 円				30,000 円				90,000 円											
異動後の 住 所	同上																														
① 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)																															
新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規												法人番号又は 個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	9	8	7	6	新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 9 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒 739-0000 広島県大竹市御園9丁目9番 大竹ビル5階												担当 者 先	所 属	経理課								受給者番号	34211-MKT-1826						
	フリガナ	バンブー													氏 名	山田 太郎															
	氏名又は名称	株式会社 Bamboo													電 話	0827-00-0000									納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	2 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要				
② 一括徴収の場合																															
理 由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため												徴収予定月日	9 月 20 日				徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	90,000 円				左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。							
③ 普通徴収(本人が納付)の場合																															
理 由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため												※大竹市 記入欄																	

【提出先】大竹市市民生活部税務課市民税係(〒739-0692 広島県大竹市小方1丁目11番1号 電話:0827-59-2128)

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 兩年度
-----	--------	--------	--------

① 特別徴収継続の場合（新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。）																				新しい勤務先へは、月割額_____円を													
新しい勤務先 （特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指 定 番 号																				月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。												
	所 在 地	〒																		担当者連絡先		所 属											
	フリガナ																					氏 名											
	氏名又は名称	-----																				電 話											
																					納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要											

③ 普通徴収（本人が納付）の場合		※大竹市記入欄
理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

- 11 -

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、大竹市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、令和8年4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に令和8年4月15日までに大竹市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに大竹市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号又は個人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（13桁）又は個人番号（マイナンバー、12桁）を記載してください。なお、個人番号（マイナンバー）を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する大竹市長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

7 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

8 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「①特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「②一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください（注 令和8年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）。

(3) (1) 又は (2) に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「③普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）。

9 「①特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する大竹市長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに大竹市長から指定されることがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

10 「①特別徴収継続の場合」欄中の「納付書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

11 「②一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

														年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度											
令和 年 月 日 大 竹 市 長 様				給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号													
						フリガナ												担当 連 当 者 先		所 属											
						氏名又は名称														氏 名											
						法人番号又は 個人番号																									
		フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由				異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法											
氏 名																															
生年月日		年 月 日																													
個人番号																															
受給者番号																															
給 与 所 得 者		1月1日 現在の住所								月 から 月 まで		月 から 月 まで		年 月 日		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休職・長欠 4. 死 亡 5. 少額・不定期 6. 合併・解散 7. そ の 他 右から 番号を 記入				1. 特別徴収継続 →下記①欄へ記入 2. 一括徴収 →下記②欄へ記入 3. 普通徴収(本人納付) →下記③欄へ記入 右から 番号を 記入											
		異動後の 住 所						円		円		円		日																	

① 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)																													
新しい 勤務先 (特別徴収義務者)		特別徴収義務者 指 定 番 号						(新規)		法人番号又は 個人番号						新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。													
		所 在 地		〒				担当 者 連 絡 先		所 属						受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)				右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要					
		フリガナ								氏 名																			
		氏名又は名称								電 話																			

② 一括徴収の場合																											
理 由		1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため												徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。									
														月 日		円											

③ 普通徴収 (本人が納付) の場合																											
理 由		1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため												※大竹市記入欄													

【提出先】 大竹市市民生活部税務課市民税係 (〒739-0692 広島県大竹市小方1丁目11番1号 電話：0827-59-2128)

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、大竹市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、令和8年4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に令和8年4月15日までに大竹市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに大竹市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号又は個人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（13桁）又は個人番号（マイナンバー、12桁）を記載してください。なお、個人番号（マイナンバー）を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する大竹市長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

7 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

8 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「①特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「②一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください（注 令和8年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）。

(3) (1) 又は (2) に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「③普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）。

9 「①特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する大竹市長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに大竹市長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

10 「①特別徴収継続の場合」欄中の「納付書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

11 「②一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

														年度		1. 現年度			2. 新年度			3. 両年度								
令和 年 月 日 大 竹 市 長 様				給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号													
					フリガナ												担当 連 当 者 先	所 属												
					氏名又は名称													氏 名												
					法人番号又は 個人番号																									電話
		フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法														
氏 名																														
生年月日		年 月 日																												
個人番号																														
受給者番号																														
1月1日 現在の住所																														
異動後の 住 所																														

① 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)																																	
新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号																												新しい勤務先へは、月割額 円を				
	所 在 地																												月分 (翌月10日納入期限分) から				
	フリガナ																												徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	氏名又は名称																												受給者番号				
																												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要	

② 一括徴収の場合																							
理 由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		左記の一括徴収した税額は、																
			月 日		円		月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。																

③ 普通徴収 (本人が納付) の場合																							
理 由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※大竹市記入欄																				

【提出先】 大竹市市民生活部税務課市民税係 (〒739-0692 広島県大竹市小方1丁目11番1号 電話: 0827-59-2128)

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、大竹市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、令和8年4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に令和8年4月15日までに大竹市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに大竹市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号又は個人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（13桁）又は個人番号（マイナンバー、12桁）を記載してください。なお、個人番号（マイナンバー）を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する大竹市長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

7 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

8 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「①特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「②一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください（注 令和8年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）。

(3) (1) 又は (2) に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「③普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）。

9 「①特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する大竹市長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに大竹市長から指定されることがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

10 「①特別徴収継続の場合」欄中の「納付書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

11 「②一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

特別徴収への切替申請書

令和 ○ 年 6 月 25 日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 739-9999 広島県大竹市小方9丁目9番9号										特別徴収義務者 指 定 番 号							
大 竹 市 長 様			フリガナ	オオタケショウジ										新規の場合は○をつけてください→ 新規							
			名 称	大竹商事 株式会社										担 連 当 者 先	所 属	人事部給与係					
			法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1		2	3	4	担 当 者	大竹 太郎		
													電 話	0827-99-9999							

給 与 所 得 者	受給者番号	ABC-0001										普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 1 ② 3 4 随時 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。									
	フリガナ	オガタ ハナコ											特 別 徴 収 開 始 予 定 月	8 月分(翌月10日納入期限分)から特別徴収を開始します。								
	氏 名	小方 花子 [旧姓]										納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		2 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要								
	生 年 月 日	昭和 ○ 平成 ○ 西暦 60 年 1 月 1 日											月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 7 月 15 日までに通知書が必要 ※通知書等が間に合わない場合、お電話にて月割額を連絡いたします。								
	1 月 1 日現在の住所	広島県大竹市晴海9丁目9番9号																				
	現在の住所	同上																				
通知書番号	1	2	3	4	5	6	7	8	←納付書記載の通知書番号を記入													

事業所内で管理されている社員番号など、特別徴収税額決定通知書に記載が必要な場合は記入してください。

切替対象者の納付書を確認し、特別徴収へ切り替える期別を○で囲んでください。

切替対象者の納付書を確認し、通知書番号を記入してください(不明の場合は省略可)。

特別徴収義務者の指定番号を記入してください(不明の場合は省略可)。新規の場合は、新規に「○」をしていただき、納入書の要否を記入してください。

特別徴収への切替申請書

令和 年 月 日 大 竹 市 長 様		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号													
			フリガナ											新規の場合は○をつけてください→ 新規													
			名 称											担 連 当 絡 者 先	所 属												
			法人番号又は 個人番号																担 当 者								
給 与 所 得 者	受給者番号											普 通 徴 収 期 別	期別を○で囲んでください。 <table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>随時</td></tr></table> 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。										1	2	3	4	随時
	1	2	3	4	随時																						
	フリガナ											特 別 徴 収 開 始 予 定 月	月分(翌月10日納入期限分)から特別徴収を開始します。														
	氏 名	〔旧姓 〕											納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要													
	生 年 月 日	昭和 ・ 平成 ・ 西暦 年 月 日										月 割 額 の 連 絡		必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※通知書等が間に合わない場合、お電話にて月割額を連絡いたします。													
	1 月 1 日 現在の住所																										
	現在の住所																										
通知書番号												←納付書記載の通知書番号を記入															

- 【注意事項】
- 1. 普通徴収の納期限を過ぎたもの及び古い年分のものは、特別徴収への切替えができません。
 - 2. 二重納付防止のため、普通徴収の納付書のうち、納期未到来分は本申請書に同封していただくか、破棄してください。
 - 3. 65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得に対する市民税・県民税・森林環境税の税額は、特別徴収への切替えができません。
 - 4. 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収分）を口座振替されている方は、ご希望の期から切替えできない場合があります。
 - 5. 納入書の要否は今年度初めて大竹市で特別徴収する場合のみ記入してください。
すでに特別徴収している事業所の場合、新たに納入書は送付しませんので、納入書の金額を訂正し納入してください。
 - 6. 希望される月から特別徴収を開始できない場合がございます。

【提出先】
大竹市市民生活部税務課市民税係（〒739-0692 広島県大竹市小方 1 丁目11番 1 号 電話：0827-59-2128）

- 【納期限】
- 1 期：6 月30日
 - 2 期：8 月31日
 - 3 期：10月31日
 - 4 期：1 月31日
- ※納期限が土日祝日にあたる場合は翌日

特別徴収への切替申請書

令和 年 月 日						給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		〒								特別徴収義務者 指 定 番 号										
								フリガナ										新規の場合は○をつけてください→ 新規										
大 竹 市 長 様								名 称										担連 当絡 者先	所 属									
								法人番号又は個人番号											担当者									
																		電 話										

給与所得者	受給者番号												普 通 徴 収 別	期別を○で囲んでください。 1234臨時 期以降を切替希望									
	フリガナ													※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。									
	氏 名		〔旧姓〕										特 別 徴 収 開 始 予 定 月	月分（翌月10日納入期限分）から特別徴収を開始します。									
	生 年 月 日		昭和 ・ 平成 ・ 西暦 年 月 日											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要								
	1 月 1 日現在の住所												月割額の連絡		必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要								
	現在の住所													※通知書等が間に合わない場合、お電話にて月割額を連絡いたします。									
	通知書番号													←納付書記載の通知書番号を記入									

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたもの及び古い年分のは、特別徴収への切替えができません。
2. 二重納付防止のため、普通徴収の納付書のうち、納期未到来分は本申請書に同封していただくか、破棄してください。
3. 65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得に対する市民税・県民税・森林環境税の税額は、特別徴収への切替えができません。
4. 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収分）を口座振替されている方は、ご希望の期から切替えできない場合があります。
5. 納入書の可否は今年度初めて大竹市で特別徴収する場合のみ記入してください。
すでに特別徴収している事業所の場合、新たに納入書は送付しませんので、納入書の金額を訂正し納入してください。
6. 希望される月から特別徴収を開始できない場合がございます。

【納期限】

- 1期：6月30日
2期：8月31日
3期：10月31日
4期：1月31日

※納期限が土日祝日にあたる場合は翌日

【提出先】

大竹市市民生活部税務課市民税係（〒739-0692 広島県大竹市小方1丁目11番1号 電話：0827-59-2128）

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和 年 月 日 大 竹 市 長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所 在 地 (住 所)	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号											
		名 称 (氏 名)											担連 当 絡 者 先	所 属										
		法人番号又は 個人番号													氏 名									
													電 話											

◆誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

		変更年月日		令和 年 月 日				
事 項	変 更 前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。				変 更 後 (新) ※変更項目のみ記入してください。			
フリガナ								
所 在 地	〒				〒			
フリガナ								
名 称								
電 話 番 号								
フリガナ								
送 付 先	〒				〒			
フリガナ								
送付先名称								
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 所在地変更 2. 送付先変更 3. 社名 (名称) 変更 4. 法人化 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合 7. 合併による変更 8. 分割による変更 9. その他 () ※変更理由が4～8に該当し、現在特別徴収している従業員がいる場合は、原則として「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。				特別徴収義務者 指定番号について		1. 現在の指定番号を継続して使用する。 ※消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません。 2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 →下欄に使用する指定番号を記載してください。 [] 3. 新規に指定番号を取得する。 →下欄に法人番号を記載してください。 []	

【提出先】
大竹市市民生活部税務課市民税係（〒739-0692 広島県大竹市小方1丁目11番1号 電話：0827-59-2128）